

平成26年 月 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第 号 保険金請求控訴事件

(原審 東京地方裁判所平成24年(ワ)第 号)

口頭弁論終結日 平成26年 月 日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

松 坂 祐 輔

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、1825万5000円及びこれに対する平成24年3月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、控訴人が、損害保険会社である被控訴人に対し、保険契約(家財保険及び借家人賠償保険)に基づき、保険金1825万5000円(家財保険1000万円、借家人賠償保険825万5000円)及びこれに対する弁済期の後である平成24年3月1日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支

払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張

前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決の事実及び理由の第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決4頁19行目の「そのよう」を「そのような」に改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁22行目の「80. 32」を「80. 31」に改める。

(2) 原判決10頁12行目の「カセットコンロ」を「カセットコンロ」に改める。

(3) 原判決11頁2行目及び同9行目から10行目にかけての「^B■■■■鑑定」をいずれも「^B■■■■鑑定書」に改める。

(4) 原判決11頁10行目の「耐震」を「対震」に改める（同14行目の「耐震」も同様に改める。）。

(5) 原判決11頁13行目の「再下位」を「最下位」に改める。

(6) 原判決11頁15行目の「下げると」を「上げると」に改め、同行目から16行目にかけての「ノック」を「ロック」にそれぞれ改める。

(7) 原判決11頁18行目の「位置に)」を「位置)に」に改める。

(8) 原判決11頁23行目の次に行を改めて次のように加える。

「なお、控訴人は、東京消防庁監修の6訂版火災鑑識ポケット必携(甲18、以下「ポケット必携」という。)によれば、燃焼筒の据付不良による異常燃焼の場合、発生した煤は芯案内筒に付着することは少ないとされているから、上記③は、本件石油ストーブが異常燃焼して本件火災の出火原因となった可能性を否定する理由にはならない旨主張する。しかし、ポケット必携の上記記載は、正確には、「燃焼筒

の据付不良による異常燃焼のときは、発生した煤は「吹返し」の場合と異なり、芯案内筒や置台に付着することは少ないので芯案内筒よりも上部の燃焼筒内、ネット等に多量に付着しているか見分する。」というものであり、この記載によっても燃焼筒内に煤の付着が全く見られないことは石油ストーブの異常燃焼を否定する事実であると認められるから、控訴人の上記主張は採用することができない。」

(9) 原判決12頁2行目の「仮に」から同5行目の「そして」までを「証拠(乙17)によれば、控訴人は、平成24年1月26日に、被控訴人に対して、本件石油ストーブの周囲に燃えやすいものはなく、着火物に心当たりはない旨の説明をしたことが認められるところ」に改める。

(10) 原判決12頁15行目の「推論をしているが、」の次に「上記カーテンは本件石油ストーブにかからないように切除済みであったのであるから着火物とはいえないし、他に着火物があった事実もうかがわれないから、」を加える。

(11) 原判決13頁12行目の末尾の次に次のように加える。

「なお、控訴人は、上記意見書によれば、焼けの弱い部分にラッカーシンナーをまけば大量に酢酸ブチルが検出されるはずであるのに、本件火災において、焼けの弱い和室から採取した試料からは酢酸ブチルが検出されていないとか、放火した人物が洋室に助燃剤をまき、和室の中心部を避けて、わざわざ洋室から離れた押し入れ付近にラッカーシンナーをまいたと考えるのは不合理であるとかと主張する。しかし、そもそも上記焼けの弱い和室にラッカーシンナーがまかれていたことを認めるに足りる証拠はないし、また、放火した人物が1階洋室だけでは建物全体を焼失させることはできないと考えて、少し離れた1階西側の押し入れ付近に助燃剤をまいたとも考えられるところ、そのような行動が不合理であるとはいえないから、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。」

(12) 原判決13頁17行目の「 」の次に「 」を加える。

(13) 原判決13頁25行目の「出火原因が」から14頁2行目の「ある。」までを「出火原因は、本件石油ストーブではなく放火であると認めるのが相当であ

る。」に改める。

(14) 原判決14頁6行目の「平成18年」を「平成20年頃」に改める。

(15) 原判決14頁14行目の「考えがたく、」の次に「本件火災が発生した頃の」を加え、15行目の「強くうかがわれる」を「認められる」に改める。

(16) 原判決14頁16行目冒頭から15頁2行目末尾までを次のとおり改める。

「なお、株式会社■■■銀行■■■支店の控訴人名義の総合口座通帳（甲23）によれば、同口座には、平成24年1月4日に「■■■■■■■■■■」から55万円の入金があった事実が認められるが、これが定期的な収入の一環であったとは本件全証拠によるも認め難いから、この入金的事実は、控訴人の経済状況についての上記認定を左右するものとは認め難い。そして、他に、控訴人の経済状況が苦しいものであったとの上記認定を覆すに足りる証拠はない。」

(17) 原判決17頁16行目の「原告の供述は」の次に「本件火災の発生した時刻が午前1時30分頃という深夜であったことなどに照らし」を加える。

(18) 原判決17頁26行目の「以上によれば」を次のように改める。

「上記登記済権利証が焼失を免れた事実に加え、控訴人には本件建物に放火する動機があったことや、控訴人に本件火災時のアリバイがなく、自己申告による本件火災時の控訴人の外出時の行動が不自然であること等を総合して考えれば」

2 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

山

田

俊

雄

裁判官 佐 藤 美 穂

裁判官 徳 岡 治